

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 事業内容等</p> <p>1 （略）</p> <p>2 要綱第4の3の受益面積のうち基幹事業（要綱第3の基幹事業をいう。以下同じ。）を除いた部分について行う併せ行う事業（要綱第3の併せ行う事業をいう。以下同じ。）は、<u>要綱第8の2</u>の基準によるものとする。ただし、団地（農業用道路の場合は、当該工種に係る受益面積）に占める耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が10パーセント以上である場合においては、<u>要綱第8の2</u>の基準によらない場合であっても、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。）を併せ行う事業として実施できるものとする。</p> <p>3 <u>要綱第8の2</u>の基準によらずに実施される農業用道路については、耕作放棄地解消・発生防止を主たる目的とするものとし、その延長がおおむね1,000メートル未満であること。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第4 採択要件等</p> <p>1 要綱第4の2の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>（1）要綱第4の2の広域産地収益力向上基盤整備基本構想（以下「広域整備基本構想」という。）は、<u>土地改良長期計画（法第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）</u>に定める成果目標及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成24年12月26日付け24農振第1168号農村振興局長通知）に基づく調査結果等を踏まえて作成するものとし、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア～ク （略）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>（5）市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請を行う場合には、施行申請と併せて、別記様式第1号により広域整備基本構想を都道府県知事（以下「知事」という。）を経由して地方農政局長等（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）<u>宛て</u>提出するものとする。なお、広域整備基本構想が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画」とは、次のとおりとする。</p>	<p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 事業内容等</p> <p>1 （略）</p> <p>2 要綱第4の3の受益面積のうち基幹事業（要綱第3の基幹事業をいう。以下同じ。）を除いた部分について行う併せ行う事業（要綱第3の併せ行う事業をいう。以下同じ。）は、<u>要綱第7の2</u>の基準によるものとする。ただし、団地（農業用道路の場合は、当該工種に係る受益面積）に占める耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が10パーセント以上である場合においては、<u>要綱第7の2</u>の基準によらない場合であっても、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水（土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。）を併せ行う事業として実施できるものとする。</p> <p>3 <u>要綱第7の2</u>の基準によらずに実施される農業用道路については、耕作放棄地解消・発生防止を主たる目的とするものとし、その延長がおおむね1,000メートル未満であること。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第4 採択要件等</p> <p>1 要綱第4の2の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>（1）要綱第4の2の広域産地収益力向上基盤整備基本構想（以下「広域整備基本構想」という。）は、<u>土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）</u>に定める成果目標及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成24年12月26日付け24農振第1168号農村振興局長通知）に基づく調査結果等を踏まえて作成するものとし、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア～ク （略）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>（5）市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請を行う場合には、施行申請と併せて、別記様式第1号により広域整備基本構想を都道府県知事（以下「知事」という。）を経由して地方農政局長等（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）<u>あて</u>提出するものとする。なお、広域整備基本構想が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画」とは、次のとおりとする。</p>

改正後	現 行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請が行われ、かつ、当該申請が要綱第4の5の要件を満たそうとする場合には、別記様式第2号により担い手農地利用集積計画を知事を経由して地方農政局長等宛て提出するものとする。なお、担い手農地利用集積計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。</p> <p>5 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める基準」とは次のとおりとする。なお、担い手の選定に当たっては、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 地域計画(経営基盤強化法第19条1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(経営基盤強化法第19条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。)であること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める経営等農地」とは、所有権若しくは利用権(経営基盤強化法第4条第3項第1号の利用権をいう。)等の権利に基づき又は農作業受託(基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農地をいう。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>別記様式第1号 (略)</p> <p><u>別記様式第2号</u> (略)</p> <p>別記様式第3号～別記様式第5号 (略)</p> <p><u>別記様式第6号</u> (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村長は、法第85条第1項又は第85条の2第1項の規定に基づき、その施行に係る区域の全部又は一部に当該市町村の区域を含む本事業の施行申請が行われ、かつ、当該申請が要綱第4の5の要件を満たそうとする場合には、別記様式第2号により担い手農地利用集積計画を知事を経由して地方農政局長等へて提出するものとする。なお、担い手農地利用集積計画が2以上の市町村にわたる場合は、当該市町村長の連名で提出するものとする。</p> <p>5 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める基準」とは次のとおりとする。なお、担い手の選定に当たっては、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という)第2に定める人・農地プラン(人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。))及び実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。))2の(1)に定める実質化された人・農地プラン(実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。)をいう。)をいう。)において地域の中心となる経営体に位置づけられていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 要綱第4の5の「農村振興局長が別に定める経営等農地」とは、所有権若しくは利用権(経営基盤強化法第4条第4項第1号の利用権をいう。)等の権利に基づき又は農作業受託(基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農地をいう。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>別記様式第1号 (略)</p> <p><u>別紙様式第2号</u> (略)</p> <p>別記様式第3号～別記様式第5号 (略)</p> <p><u>別紙様式第6号</u> (略)</p>

改正後	現行
<p>別記様式第7号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(農林水産省) 農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長 国土交通省北海道開発局長</p> <p style="text-align: center;"><u>●●地区における水田貯留機能向上計画</u></p> <p><u>国営緊急農地再編整備事業実施要領(平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知)第4の10に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定したので報告します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>別記様式第7号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(農林水産省) 農村振興局長 殿</p> <p style="text-align: right;">地方農政局長 国土交通省北海道開発局長</p> <p style="text-align: center;"><u>●●地区における水田貯留機能向上計画</u></p> <p><u>国営農地再編整備事業実施要領第4の10に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定したので報告します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (略)</p>

附 則

- 1 この通知は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領第4の5の(5)に規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。